

清水町地域防災計画
地震対策編

清水町地域防災計画(地震対策編) 目次

第1編	総論	
第1章	計画の主旨	1
第2章	予想される災害	2
第3章	防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱	15
第2編	平常時対策	
第1章	防災思想の普及	23
第2章	自主防災活動	25
第3章	地震防災訓練の実施	25
第4章	地震災害予防対策の推進	28
第3編	地震防災施設緊急整備計画	
第1章	地震防災施設整備方針	36
第2章	地震対策緊急整備事業計画	36
第4編	南海トラフ地震臨時情報への対応	39
第5編	災害応急対策	
第1章	防災関係機関の活動	43
第2章	情報活動	44
第3章	広報活動	47
第4章	緊急輸送活動	48
第5章	広域応援活動	48
第6章	災害の拡大及び二次災害防止活動	48
第7章	避難活動	48
第8章	社会秩序を維持する活動	48
第9章	交通の確保対策	49
第10章	地域への救援活動	49
第11章	学校における災害応急対策及び応急教育	49
第12章	被災者の生活再建等への支援	49
第13章	町有施設及び設備等の災害応急復旧対策	50
第14章	防災関係機関等の講ずる災害応急対策	51

第15章	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設 ・事業所の災害応急対策	53
------	---------------------------------------	----

第6編 復旧・復興対策

第1章	防災関係機関の活動	54
第2章	激甚災害の指定	55
第3章	震災復興計画の策定	55
第4章	復興財源の確保	55
第5章	震災復興基金の設立	56
第6章	復旧事業の推進	56
第7章	都市の復興	57
第8章	被災者の生活再建支援	58
第9章	地域経済復興支援	60

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

第1章	防災関係機関等の活動	61
第2章	情報活動	70
第3章	広報活動	72
第4章	自主防災活動	73
第5章	緊急輸送活動	74
第6章	自衛隊の支援	75
第7章	避難活動	76
第8章	社会秩序を維持する活動	79
第9章	交通の確保活動	80
第10章	地域への救援活動	81
第11章	町有施設、設備の防災措置	84
第12章	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置	85
第13章	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	90
第14章	町が管理又は運営する施設等の地震防災応急計画	95

清水町地域防災計画（地震対策編）

第1編 総論

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、清水町（以下「町」という。）、防災関係機関、事業所及び町民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる第4次地震被害想定概要を示す。

第1章 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する「清水町地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

区分	内容	
目的	<p>平時に実施する地震防災対策（以下「平時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p>	
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の地域に係る地震対策について定める。 ・町、防災関係機関、事業所及び町民等が地震対策に取り組むための基本方針である。 ・第3編は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和55年法律第63号）、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。 ・「静岡県地震対策推進条例」に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。 ・状況の変化に対応できるよう必要に応じ、見直しを行うものである。 	
構成	この計画は本編と別紙から構成し、本編の構成は次の6編による。	
	第1編 総論	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項
	第2編 平時対策	平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策
	第3編 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等
	第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応
	第5編 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策
	第6編 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策
別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発表されてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策	

第2章 予想される災害

静岡県に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

1 第4次地震被害想定

地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

また、試算については、静岡県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに町民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約40			約40
	半壊	約300	約300	約300	約300
液状化	全壊	約60			約60
	半壊	約300	約300	約300	約300
人工造成地	全壊	-			-
	半壊	-	-	-	-
津波	全壊	-			-
	半壊	-	-	-	-
山・崖崩れ	全壊	-			-
	半壊	約10	約10	約10	約10
火災	焼失	-	-	-	-
建物棟数		9,956			
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100	約100
	半壊	約600	約600	約600	約600
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約1%	約1%	約1%
	半壊	約6%	約6%	約6%	約6%

ブロック塀等転倒数	約40件
屋外落下物が発生する建物数	-

「-」：被害わずか（5棟未満）

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)	死者数	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	重傷者数	- (-)	約10 (-)	約10 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	軽傷者数	約60 (約10)	約50 (約10)	約50 (約10)	約20 (-)	約10 (-)	約10 (-)
津波	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	-	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-	-	-
	早期 避難率低	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	-	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-	-	-
山・崖崩れ	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
火災	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
ブロック塀の 転倒、屋外 落下物	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
死傷者数合計	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	約10	約10	-	-
		軽傷者数	約60	約50	約50	約20	約20
	早期 避難率低	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	約10	約10	-	-
		軽傷者数	約60	約50	約50	約20	約20
自力脱出困難者 数・要救助者数	地震動	-	-	-	-	-	
	津波	-	-	-	-	-	

「-」：被害わずか（5人未満）

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。
注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約40			約40
	半壊	約300	約300	約300	約300
液状化	全壊	約60			約60
	半壊	約300	約300	約300	約300
人工造成地	全壊	-			-
	半壊	-	-	-	-
津波	全壊	-			-
	半壊	-	-	-	-
山・崖崩れ	全壊	-			-
	半壊	約10	約10	約10	約10
火災	焼失	-	-	-	-
建物棟数		9,956			
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100	約100
	半壊	約600	約600	約600	約600
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約1%	約1%	約1%
	半壊	約6%	約6%	約6%	約6%

ブロック塀等転倒数	約40件
屋外落下物が発生する建物数	-

「-」：被害わずか（5棟未満）

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	-			-
	半壊	約60	約60	約60	約60
液状化	全壊	約40			約40
	半壊	約200	約200	約200	約200
人工造成地	全壊	-			-
	半壊	-	-	-	-
津波	全壊	-			-
	半壊	-	-	-	-
山・崖崩れ	全壊	-			-
	半壊	約10	約10	約10	約10
火災	焼失	-	-	-	-
建物棟数		9,956			
建物被害総数	全壊及び焼失	約50	約50	約50	約50
	半壊	約300	約300	約300	約300
建物被害率	全壊及び焼失	約0.5%	約0.5%	約0.5%	約0.5%
	半壊	約3%	約3%	約3%	約3%

ブロック塀等転倒数	-
屋外落下物が発生する建物数	-

「-」：被害わずか（5棟未満）

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約70			約70
	半壊	約500	約500	約500	約500
液状化	全壊	約60			約60
	半壊	約300	約300	約300	約300
人工造成地	全壊	-			-
	半壊	-	-	-	-
津波	全壊	-			-
	半壊	-	-	-	-
山・崖崩れ	全壊	約10			約10
	半壊	約20	約20	約20	約20
火災	焼失	-	-	-	-
建物棟数		9,956			
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100	約100
	半壊	約800	約800	約800	約800
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約1%	約1%	約1%
	半壊	約8%	約8%	約8%	約8%

ブロック塀等転倒数	約60件
屋外落下物が発生する建物数	—

「—」：被害わずか（5棟未満）

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)	死者数	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	重傷者数	- (-)	約10 (-)	約10 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	軽傷者数	約60 (約10)	約50 (約10)	約50 (約10)	約20 (-)	約10 (-)	約10 (-)
津波	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	-	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-	-	-
	早期 避難率低	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	-	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-	-	-
山・崖崩れ	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
火災	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
ブロック塀の転 倒、屋外落下物	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
死傷者数合 計	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	約10	約10	-	-
		軽傷者数	約60	約50	約50	約20	約20
	早期 避難率低	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	約10	約10	-	-
		軽傷者数	約60	約50	約50	約20	約20
自力脱出困難者 数・要救助者数	地震動	-	-	-	-	-	
	津波	-	-	-	-	-	

「-」：被害わずか（5人未満）

注）端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)	死者数	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	重傷者数	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	軽傷者数	約10 (約10)	約20 (約10)	約10 (約10)	- (-)	- (-)	- (-)
津波	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	-	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-	-	-
	早期 避難率低	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	-	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-	-	-
山・崖崩れ	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
火災	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
ブロック塀の転 倒、屋外落下物	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
死傷者数合計	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	-	-	-	-
		軽傷者数	約10	約20	約10	-	-
	早期 避難率低	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	-	-	-	-
		軽傷者数	約10	約20	約10	-	-
自力脱出困難者 数・要救助者数	地震動	-	-	-	-	-	-
	津波	-	-	-	-	-	-

「-」：被害わずか（5人未満）

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)	死者数	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	重傷者数	約10 (-)	約10 (-)	約10 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	軽傷者数	約90 (約20)	約70 (約10)	約70 (約10)	約30 (-)	約20 (-)	約20 (-)
津波	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	-	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-	-	-
	早期 避難率低	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	-	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-	-	-
山・崖崩れ	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
火災	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
ブロック塀の転 倒、屋外落下物	死者数	-	-	-	-	-	
	重傷者数	-	-	-	-	-	
	軽傷者数	-	-	-	-	-	
死傷者数合計	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	約10	約10	約10	-	-
		軽傷者数	約90	約70	約70	約30	約20
	早期 避難率低	死者数	-	-	-	-	-
		重傷者数	約10	約10	約10	-	-
		軽傷者数	約90	約70	約70	約30	約20
自力脱出困難者 数・要救助者数	地震動	-	-	-	-	-	
	津波	-	-	-	-	-	

「-」：被害わずか（5人未満）

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、静岡県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

また、これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約50		
	半壊	約500	約500	約500
液状化	全壊	約50		
	半壊	約200	約200	約200
人工造成地	全壊	-		
	半壊	-	-	-
津波	全壊	-		
	半壊	-	-	-
山・崖崩れ	全壊	約10		
	半壊	約20	約20	約20
火災	焼失	-	-	-
建物棟数		9,956		
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100
	半壊	約700	約700	約700
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約1%	約1%
	半壊	約7%	約7%	約7%
ブロック塀等転倒数		約40件		
屋外落下物が発生する建物数		約10棟		

「-」：被害わずか（5棟未満）

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)		死者数	- (-)	- (-)	- (-)
		重傷者数	- (-)	約10 (-)	- (-)
		軽傷者数	約80 (約10)	約50 (約10)	約60 (約10)
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-
		重傷者数	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-
	早期避難率低	死者数	-	-	-
		重傷者数	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-
山・崖崩れ		死者数	-	-	-
		重傷者数	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-
火災		死者数	-	-	-
		重傷者数	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	-	-	-
		重傷者数	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-
		重傷者数	-	約10	約10
		軽傷者数	約80	約50	約60
	早期避難率低	死者数	-	-	-
		重傷者数	-	約10	約10
		軽傷者数	約80	約50	約60
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	-	-	-
		津波	-	-	-

「-」：被害わずか（5人未満）

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波高の想定をしている。

また、これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約200		
	半壊	約900	約900	約900
液状化	全壊	約60		
	半壊	約300	約300	約300
人工造成地	全壊	-		
	半壊	-	-	-
津波	全壊	-		
	半壊	-	-	-
山・崖崩れ	全壊	約10		
	半壊	約20	約20	約20
火災	焼失	-	-	約40
建物棟数		9,956		
建物被害総数	全壊及び焼失	約200	約200	約300
	半壊	約1,100	約1,100	約1,100
建物被害率	全壊及び焼失	約2%	約2%	約3%
	半壊	約11%	約11%	約11%

ブロック塀等転倒数	約90件
屋外落下物が発生する建物数	-

「-」：被害わずか（5棟未満）

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)		死者数	- (-)	- (-)	- (-)
		重傷者数	約20 (-)	約20 (-)	約10 (-)
		軽傷者数	約200 (約20)	約80 (約20)	約100 (約20)
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-
		重傷者数	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-
	早期避難率低	死者数	-	-	-
		重傷者数	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-
山・崖崩れ		死者数	-	-	-
		重傷者数	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-
火災		死者数	-	-	-
		重傷者数	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	-	-	-
		重傷者数	-	-	-
		軽傷者数	-	-	-
死傷者数 合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	-	-	-
		重傷者数	約20	約20	約20
		軽傷者数	約200	約90	約100
	早期避難率低	死者数	-	-	-
		重傷者数	約20	約20	約20
		軽傷者数	約200	約90	約100
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	約10	-	-
		津波	-	-	-

「-」：被害わずか（5人未満）

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

第3章 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

計画作成の主旨

町及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

計画の内容

清水町、駿東伊豆消防本部（以下「消防本部」という。）、清水町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1節 町

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他町民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画の作成指導及び届出の受理
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難の指示に関する事項
- (10) 消防、水防その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及びその実施
- (15) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

第2節 消防本部

- (1) 消防施設、消防本部体制の整備
- (2) 救助及び救急体制の整備
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督
- (4) 消防知識の啓発、普及
- (5) 火災発生時の消火活動
- (6) 水防活動の協力、応援
- (7) 被災者の救助、救急活動
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 市町、関係機関との連絡調整
- (10) その他地震災害拡大防止のための措置

第3節 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発

- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他の保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

第4節 静岡県警察本部（沼津警察署）

- (1) 地震予知情報等の受理及び伝達
- (2) 地震予知情報等の広報
- (3) 危険区域への立入規制及び警備
- (4) 犯罪の予防、交通規制等社会秩序の維持
- (5) 避難状況等に関する情報の収集
- (6) その他必要な警察業務

第5節 防災関係機関

1 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
警察庁 関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
総務省 中部管区行政評価局 （静岡行政監視行政相談センター）	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設
財務省 東海財務局 （静岡財務事務所）	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省 静岡労働局(沼津労働基準監督署)	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握

機関名	処理すべき事務又は業務
農林水産省 関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東 農政局静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
林野庁 関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
経済産業省 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省 関東東北産業 保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及

機関名	処理すべき事務又は業務
	<p>び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(I) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p>
国土交通省 中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握並びに緊急時の出動体制の整備</p> <p>カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>キ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと</p> <p>イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>エ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること</p>
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>

2 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人 国立病院機構 (静岡医療センター)	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う
日本郵便株式会社 東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
日本赤十字社 静岡県支部 (清水町分区)	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (沼津支局)	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路 株式会社	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道 株式会社 日本貨物鉄道 株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備
NTT西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ 東海支社(静岡支店)	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャンガスエナジー ENEOSグループ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

機関名	処理すべき事務又は業務
東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
電機開発株式会社 電機開発送変電ネットワーク株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時における電力施設の巡視、点検等 イ 災害予防措置 イ 災害予防広報
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

3 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
静岡ガス株式会社（東部支社）	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 警戒宣言発令時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 警戒宣言発令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
静岡県道路公社	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人 静岡県トラック協会 一般社団法人 静岡県バス協会 商業組合 静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人 静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区	ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用用水の確保
公益社団法人 静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

4 公共的団体

機関名	処理すべき事務又は業務
沼津医師会(清水地区会)、駿東歯科医師会、沼津薬剤師会	災害時における医療、助産、健康支援活動、防疫の応援
清水町商工会	ア 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資材など防災関係諸物資の安定供給の確保 イ ガス、石油類等危険物の保安 ウ 被災商工業者の業務の正常運営の推進
J A 富士伊豆 清水支店	ア 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 イ 主食、野菜等の食料品、種もみその他災害復旧用資材の供給確保 ウ 農林業関係被害状況の情報の収集及び報告 エ 農業用機械、資材、肥料等の確保及び技術者の把握並びに緊急動員
清水町建設事業協同組合	災害時の救助及び応急復旧対策の協力
清水町交通指導員会	災害時緊急交通路確保の応援
防災上重要な施設の管理者	危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制を整備するとともに、災害時には、災害応急措置を実施するものとする。また、町その他防災関係各機関活動について協力する。

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第一航空団 (浜松基地)ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

6 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務
ア 地震防災訓練 イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ 従業員等に対する防災教育及び広報 エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 オ 防災組織の整備 カ 南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達 キ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 ク 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置 ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

第2編 平時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に的確な防災対策が講じられるようにするため、平時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1章 防災思想の普及

計画作成の主旨

地震による被害を最小限にとどめるため、町職員をはじめ、町民及び各組織等を対象に地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

第1節 町

災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、町職員に対する教育を行う。また、学校教育、社会教育等を通じて、町民が実施すべき対策について啓蒙活動を行う。

1 町職員に対する教育

町職員として行政を進める中で、積極的に地震対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

教育事項	(1) 地震に関する基礎知識 (2) 東海地震等の災害発生に関する知識 (3) 第4次地震被害想定の内容 (4) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 (5) 清水町地域防災計画地震対策編の内容と町が実施している地震対策 (6) 地震が発生した場合及び予知された場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (7) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） (8) 東海地域に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 (10) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策 (11) 地震対策の課題その他必要な事項
------	---

上記のうち、(6)から(8)までについては、年度当初に各課において、所属職員に対し十分に周知するものとする。また、所管事項に関する地震に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより、所属職員に対する教育を行うものとする。

なお、上記のほか、町教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

2 生徒等に対する教育

町教育委員会は、公立学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、町は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

区分	内容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通じて実践する。 ア 災害発生の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能習得	中学校、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

3 町民に対する防災思想の普及

町は、地震発生時、東海地震注意情報発生時及び警戒宣言発令時に、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対策等について啓発する。

この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」などを活用し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

また、11月を「地震防災強化月間」と定め、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ、静岡県ふじのくに防災士等の積極的な活用を図る他、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

区分	内容	
一般的な啓発	啓発内容	ア 東海地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地域に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識 カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 ケ 山崩れ・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 サ 住宅の耐震診断と補強及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平時の準備 シ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ス 避難生活に関する知識 セ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮 ソ 安否情報の確認のためのシステム
	手段・方法	パンフレット、リーフレット、ポスター及び報道機関等の媒体や、防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。特に突然発生した地震に対する町民の行動指針等について周知徹底を図る。
社会教育を通じての啓発	町教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、町民がそれぞれの立場から社会の一員として自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。また文化財を地震災害から守り、後世に伝承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図る。	
	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮してそれぞれに合致したものとする。
各種団体を通じての普及	手段、方法	各種学級、講座、集会、大会、研修会、学習会等において実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・町は各種団体に対し、研修会、講習会、資料の提供、ビデオ等の貸出等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 ・これによってそれぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災意識の普及を促進させるものとする。 	

区分	内容	
防災上重要な施設管理者に対する教育	町は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。	
相談窓口等	町は、それぞれの課等において、所管する事項について町民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。なお、総合的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。	
	総合的な事項	くらし安全課
	建築物に関する事項	都市計画課

4 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

町は、清水町社会福祉協議会及び清水町ボランティア連絡協議会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、地震防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

また、町は県と協力して災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターの連携に努めるものとする。

5 防災関係機関

NTT西日本株式会社（静岡支店）、東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）、静岡ガス株式会社（東部支社）等の防災関係機関はそれぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第2章 自主防災活動

「共通対策編第2章第8節 自主防災組織の育成」に準ずる。

第3章 地震防災訓練の実施

計画作成の主旨

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。町民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、町や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1節 町

1 防災訓練の内容

町は、総合防災訓練及び地域防災訓練を実施する。その他、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

区分	内容						
総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報が発表されてから、災害発生を経て応急復旧にいたる防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。 ア 職員の動員 イ 南海トラフ地震臨時情報、地震予知情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動 オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 交通規制その他の社会秩序の維持 ク 救援物資の準備及び救援物資の輸送 ケ 消防、水防活動 コ 救援活動 サ 救出・救助 シ 医療救護 ス 避難生活 セ 道路啓開 ソ 応急復旧 						
地域防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 イ この訓練は、突然発生する地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に要配慮者等に配慮した訓練を実施する。 						
個別防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練とは別に個別訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="347 1429 1406 1832"> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 1429 518 1686">情報の収集 伝達訓練</td> <td data-bbox="518 1429 1406 1686"> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 ・なお、この場合段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 ・訓練に当たっては、有線電話がふくそうまたは途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1686 518 1760">職員の動員 訓練</td> <td data-bbox="518 1686 1406 1760"> <ul style="list-style-type: none"> ・適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1760 518 1832">防災業務の 訓練</td> <td data-bbox="518 1760 1406 1832"> <ul style="list-style-type: none"> ・各課等はそれぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table>	情報の収集 伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 ・なお、この場合段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 ・訓練に当たっては、有線電話がふくそうまたは途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。 	職員の動員 訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。 	防災業務の 訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・各課等はそれぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。
情報の収集 伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 ・なお、この場合段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 ・訓練に当たっては、有線電話がふくそうまたは途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。 						
職員の動員 訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。 						
防災業務の 訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・各課等はそれぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。 						

2 県、防災関係機関との訓練協力等

- (1) 町は、県又は防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加協力する。
- (2) 町は、防災関係機関に対し町が実施する訓練に参加を要請する。

3 訓練の実施回数

総合防災訓練	年1回
地域防災訓練	年1回
個別訓練	年1回以上

4 防災訓練の広報

訓練に町民等の積極的参加を求め、又は、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

第2節 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地域防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。その主要機関及び重点事項は次のとおりである。

機関名等	重点事項
経済産業省関東経済産業局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導
NTT 西日本株式会社(静岡支店) 株式会社NTT ドコモ 東海支社(静岡支店)	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
東京電力パワーグリッド株式会社 (静岡総支社)	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧
静岡ガス株式会社(東部支社)	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する設備、資機材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報
静岡放送(株)、(株)テレビ静岡、 (株)静岡朝日テレビ、 (株)静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送(株)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等
日本放送協会	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等
日本赤十字社 (静岡県支部清水町分区)	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導
地震防災応急計画及び 対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項

第4章 地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとし、地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平時における予防対策を定める。

町は、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、「清水町地震・津波対策アクションプログラム2013」の後継となる「清水町地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の県民生活の健全化にも重点を置き、県と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

その他、災害時に地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

第1節 緊急消防援助隊の受援体制

県及び町は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

第2節 消防用施設の整備

県及び町は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- ・消防団による避難誘導のための拠点施設
- ・緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- ・消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- ・消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- ・地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
- ・消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
- ・その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

第3節 火災の予防対策

県及び町は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び町民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の取組を進める。

区分	内容
危険物施設 少量危険物取扱所	別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス施設 (LPガスを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 ・特に可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
LPガス消費設備	LPガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付けを促進する。
都市ガスの安全対策	雑居ビル及び建築物の地階等における点検の強化、ガス警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。
研究室、実験室等薬品類を保有する施設	<p>次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 可燃物と酸化剤の接触による発火 (2) 黄りん、金属ナトリウム等保護液の流出による発火 (3) 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火

区分	内容
不特定多数の者が出入りする施設	劇場、百貨店、旅館、雑居ビル及び建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。
防災関連設備等	住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

第4節 建築物等の耐震対策

区分	内容						
建築主等による耐震性の向上	<p>建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。 						
県及び町による耐震性の向上	<p>次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">新築建築物</td> <td>「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築基準構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施行指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td> </tr> <tr> <td>既存建築物</td> <td>「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強</td> </tr> <tr> <td>建築設備</td> <td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</td> </tr> </table> (4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKA I-O」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。 	新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築基準構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施行指針」等による設計及び工事監理等の徹底	既存建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強	建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築基準構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施行指針」等による設計及び工事監理等の徹底						
既存建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強						
建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強						
公共建築物の耐震化	<p>町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。</p> <p>また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。</p>						
コンピュータの安全対策	<p>町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。</p>						
家具等の転倒防止	<p>町は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故防止のため、家具等の転倒防止について、町民に対する啓発指導に努める他、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施を指導する。</p>						

区分	内容
ガラスの飛散防止	町は、県の「ガラス類等安全対策指針」に基づき、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。
耐震化以外の命を守る対策	耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。
供給ラインの耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 また、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 その他、ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。
ブロック塀等の倒壊防止	<ul style="list-style-type: none"> ・町有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。 ・町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。 ・町は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組みを進める。

第5節 被災建築物等に対する安全対策

区分	内容	
応急危険度判定	認定	県は、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定及び登録を行う。
	体制等	町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。
災害危険区域の指定	町長は、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。	
	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。
	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

第6節 地盤災害の予防対策

町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、町民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区分	内容
山・がけ崩れ防止対策の推進	町は県と協力して山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、適切な方法で当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

第7節 落下倒壊危険物対策

- 1 地震発生により道路上及びその周辺の構築物が落下倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。また、町は当該構築物等の設置者等に対し、必要な設置等を実施するよう指導する。

物件名	措置等
横断歩道橋	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識・交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード・バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とし、許可の更新時期に至っていないものについては関係者の協力を求め安全性の向上を図る。 また、設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

- 2 町は、地震発生時に、通行の支障とならないよう、道路区域内における不法占用物件の規制、取締りを強化するほか、広報機能等を活用し関係者に啓発する。

第8節 危険予想地域における災害の予防

1 避難計画の策定

町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める。

区分	内容
要避難地区の指定	町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、町地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	町長は、警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、避難路の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、町民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の町民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。
避難所の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなかった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する

2 平時に実施する災害予防措置

区分	内容						
避難誘導体制整備	町長は、要避難地区の町民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。						
山・がけ崩れ危険予想地域等	要避難地区については次の予防措置を講ずる。						
	<table border="1"> <tr> <td>山・がけ崩れ危険予想地域図</td> <td>・町は、県と協力して過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、町民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。</td> </tr> <tr> <td>町民への危険性の周知</td> <td>・町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の町民に対しその危険性の周知に努める。</td> </tr> <tr> <td>地震発生時</td> <td>・町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等、地域の実情に応じ町民のとるべき行動について周知徹底に努める。</td> </tr> </table>	山・がけ崩れ危険予想地域図	・町は、県と協力して過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、町民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。	町民への危険性の周知	・町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の町民に対しその危険性の周知に努める。	地震発生時	・町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等、地域の実情に応じ町民のとるべき行動について周知徹底に努める。
	山・がけ崩れ危険予想地域図	・町は、県と協力して過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、町民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。					
町民への危険性の周知	・町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の町民に対しその危険性の周知に努める。						
地震発生時	・町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等、地域の実情に応じ町民のとるべき行動について周知徹底に努める。						

第9節 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平時から次の措置を行う。

実施主体	内容
町	ア 自主防災組織、事業所等及び町民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
消防本部	ア 救出技術の教育、救出活動の指導 イ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災組織、事業所等	ア 救出技術、救出活動の習得 イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第10節 要配慮者の支援

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編第2章第13節「要配慮者支援計画」に準ずる。

第11節 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平時から次の措置を行う。

1 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内容
経済産業省 関東経済産業局	ア 緊急に必要な生活必需品であって県内で調達できないものの調達先に関する資料の整備 イ 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関との連携協力体制の確立
農林水産省関東 農政局 静岡県拠点	緊急に必要な食料であって県内で調達できないものの調達あっせんの準備
町	ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ 町内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 町内からの緊急物資の調達及び配分計画の策定 オ 緊急物資集積場の選定及び運営管理等の検討 カ 町民の実施する緊急物資確保対策の指導 キ 給食計画の策定
町民	ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進

2 飲料水の確保

実施主体	内容
町	ア 復旧資材の備蓄を行う。 イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。 ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに飲料水兼用貯水槽を設置する。 エ 町民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導を行う。 オ 工事業者等との協力体制を確立する。
町民	ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分(ア)を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水漏れ、 (エ) 破損しないものとする。 イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保 (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ウ) ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。

3 医療救護

実施主体	内容
町	ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院等を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。 ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 エ 救護班(DMAT等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 オ 家庭救護の普及を図る。
自主防災組織	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
町民	ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 ウ 献血者登録に協力する。

4 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内容
町	ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。 イ し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。 ウ 防疫用薬品の調達計画を作成する。 エ 町民が行う防疫の指導をする。 オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

5 清掃活動

実施主体	内容
町	ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。 イ 町民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

6 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
(1) 通信機材	(7) 物資の集積所
(2) 放送設備	(8) 仮設の小屋又はテント
(3) 照明設備（非常用発電機を含む。）	(9) 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
(4) 炊き出しに必要な機材及び燃料	(10) 防疫用資機材
(5) 給水用機材	(11) 清掃用資機材
(6) 救護所及び医療資機材	(12) 工具類

7 救援・救護のための標示

区分	内容
公共建物及・病院の屋上への番号標示	町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
孤立予想地域	町は、孤立する恐れがある地域について地名標示シート・無線施設等の整備を実施、促進する。

8 応急仮設住宅

区分	内容
供給体制の整備	町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の整備	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

第12節 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、道路管理者は道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

また、障害物撤去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとするとともに、災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

第13節 災害廃棄物の処理体制の整備

- 1 災害廃棄物処理計画を定める。
- 2 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

第14節 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄

町は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

第15節 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。

また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

第16節 緊急輸送用車両の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第17節 文化財等の耐震対策

文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

必要な対策
1 文化財等の耐震措置の実施
2 安全な公開方法、避難方法の設定
3 南海トラフ地震臨時情報及び地震発生時における連絡体制の事前整備
4 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
5 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
6 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

第3編 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1章 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から町土及び町民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

整備方針	
1	多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること。
2	地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
3	地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備に当たっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

第2章 地震対策緊急整備事業計画

東海地震等による災害から町並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「清水町地震対策アクションプログラム2023」等を基に、整備計画を実施する。

第1節 防災業務施設の整備

区分	内容
消防用施設の整備及び消火用水対策	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。 情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。 町民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

第2節 地域の防災構造化

区分	内容
避難地の整備	避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難地、指定緊急避難所及び指定避難所の整備を図る。
避難路の整備	一次避難地、指定緊急避難所及び指定避難所までの主要避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民及び町と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地 地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

第3節 緊急輸送路の整備

区分	内容
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルート確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 第1次緊急輸送路、第2次緊急輸送路、第3次緊急輸送路及びアクセスルート指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。

第4節 防災上重要な建物の整備

区分	内容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する 公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設、 警察施設等の整備	庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災活動を円滑に実施するため、また平時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。
幼稚園・保育所施設の 整備	園児、保育児の生命を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

第5節 災害防止事業

区分	内容
山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> 地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

第6節 災害応急対策用施設等の整備

区分	内容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第5節 通信情報計画」及び「地震対策編 第5編 災害応急対策 第1章 防災関係機関の活動」に準ずる。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	事前配備体制（情報収集体制） 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第5節 通信情報計画」及び「地震対策編 第5編 災害応急対策 第1章 防災関係機関の活動」に準ずる。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載（後述）しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

また、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する他すぐに避難を行える態勢を維持する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等、災害対策本部等の設置等

町の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第5節 通信情報計画 第6節 災害広報計画」及び「地震対策編 第5編 災害応急対策 第2章 情報活動 第3章 広報活動」に準ずる。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	<p>警戒本部体制 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

町は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 警備対策

町は、警察に対し南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置依頼するものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

第6節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第7節 交通

1 道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動については、警察を通じ地域住民等に周知するものとする。

第8節 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区分	内容
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県等との連絡体制を整える。 巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

町が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区分	内容
各施設が共通して定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保

第9節 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第5編 災害応急対策

地震災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び町民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物質の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1章 防災関係機関の活動

計画作成の主旨

地震発生時の町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

第1節 町

1 災害対策本部・消防本部

区分	内容	
災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> 町長は、地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは清水町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を清水町役場に設置する。 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の編成及び運営は、地域防災計画共通対策編の定めるところによる。 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 水防その他の応急措置 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入 オ 被災者の救助、救護、その他の保護 カ 施設及び設備の応急の復旧 キ 防疫その他の保健衛生 ク 避難指示又は警戒区域の設定 ケ 緊急輸送の実施 コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 シ 自主防災組織との連携及び指導 ス ボランティアの受入れ
消防団	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報等の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援
消防本部	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 地域住民等への避難指示の伝達 エ 火災予防の広報

2 本部員の対応

区分	内容
職員動員 (配備)	<p>本部室</p> <p>ア 本部室は、本部長、副本部長、部長及び班長その他、災害対策本部運営要領に定める各部より派遣される職員をもって構成する。</p> <p>イ 本部室員は、本部長の指揮を受けたものとする。</p> <p>ウ 町災害対策本部が設置されたときは、本部構成員は直ちに本部室に集合して災害応急対策にあたる。</p> <p>エ 上記以外の職員は、所定の場所へ速やかに参集し、班長の指示のもとに災害対策にあたる。</p> <p>オ 災害により登庁できない職員は、登庁可能となるまでの間、最寄の避難地に参集し、班長の指示のもとに災害応急対策に当たる。</p> <p>カ 総合調整班は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする</p>

第2節 防災関係機関

(共通対策編第1章総論第3節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。)

第2章 情報活動

計画作成の主旨

情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、町及び防災関係機関の連携強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

第1節 基本方針

区分	内容
県等との情報活動の緊密化	<p>ア 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と県東部方面本部、県東部方面本部と町災害対策本部相互間のルートの基本として、清水町消防署、沼津警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。</p> <p>イ 情報活動の緊密化のため、町災害対策本部に県災害対策本部東部方面本部職員、清水町消防署員及び沼津警察署警察官の受け入れを行う。</p>
情報活動の迅速・的確化	<p>災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い課等を定めるものとする。</p>
報道機関との情報活動の連携	<p>町内の被害状況等については、報道機関に伝達し、町外に向けての情報の伝達を依頼する。(被害が県内広域にわたる場合)</p> <p>ア 直接報道機関との接触が錯綜するため、県東部方面報部に情報伝達を依頼する。 (被害が局地的な場合)</p> <p>イ 直接報道機関と連絡をとり、情報伝達を依頼する。</p>
県災害対策本部との連携	<p>県災害対策本部に対する報告・要請等は、町災害対策本部において取りまとめ、一括して実施する。</p>
指定行政機関等との連携	<p>町は指定行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携を図る。</p>

第2節 情報の内容等

1 町

区分	内容						
地震情報等の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部、県東部方面本部から通知される地震情報等の受理は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては、くらし安全課、警戒本部のいずれか）において受理する。 ・地震情報等は、同時通報用無線、エリアメール、緊急配信メール、コミュニティFM、広報車、電光表示板等を活用して、町民等に対して周知徹底を図るものとする。 						
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じ、あらかじめ決めておくものとする。なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。 ・地域派遣、町職員、消防団、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集、伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。 ・危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど町民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 <p>ア 被害状況 イ 避難指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向 カ 避難所の設置状況 キ 避難生活の状況 ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ケ 応急給水状況 コ 観光客等の状況 サ 道路、交通の状況及び交通機関の通行状況</p>						
情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="528 1429 1386 1729"> <tr> <td data-bbox="528 1429 762 1541">職員派遣による収集</td> <td data-bbox="762 1429 1386 1541">地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1541 762 1615">自主防災組織等を通じた収集</td> <td data-bbox="762 1541 1386 1615">自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1615 762 1729">参集途上の職員による収集</td> <td data-bbox="762 1615 1386 1729">勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</td> </tr> </table>	職員派遣による収集	地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。
職員派遣による収集	地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。						

区分	内容									
県等への報告・要請	<p>(1) 町災害対策本部は、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」に定める情報事項について速やかに県災害対策本部東部方面本部（以下この編では「東部方面本部」という。）を経由して県災害対策本部に対し報告し、又は要請を行うものとする。ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。</p> <p>また、町内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない)には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつか次第、県災害対策本部にも報告する。</p> <p>情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。</p> <p>ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 災害応急対策実施状況</p> <p>なお、消防機関への通報が殺到した場合及び町内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行うものとする。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p> <p>(消防庁震災等応急室)</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日 (9:30~18:15)</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table>		電話	FAX	平日 (9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553
		電話	FAX							
	平日 (9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537							
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553								
<p>(2) 防災関係機関は、県が定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」に定める情報項目について速やかに災害対策本部に対し報告を行うものとする。その主なものは次のとおりである。</p> <p>ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 災害応急対策実施状況 エ 復旧の見込み等</p>										

2 防災関係機関

区分	内容
地震情報等の収集及び伝達	<p>災害対策本部から伝達される地震情報等の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届けるものとする。</p>
災害応急対策に関する情報の収集及び伝達	<p>収集及び伝達する情報の主なものは次のとおりである。</p> <p>ア 被害状況 イ 災害応急対策実施状況 ウ 復旧見込み等</p>

第3節 情報伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

区分	内容
防災行政無線	主として県と町との間の情報伝達に用いる。
その他の無線及び有線電話等	災害応急復旧用無線、同時通報用無線、衛星携帯電話、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、パーソナル無線、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の町民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。
自主防災組織を通じた連絡	主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車等の活用	主として、町民への情報伝達手段に活用する。

第3章 広報活動

計画作成の主旨

町は、県、報道機関及び防災関係機関との協力体制を定め、町民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者に配慮するものとする。

第1節 町

「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第6節 災害広報計画 2 町の実施事項」に準ずる

第2節 防災関係機関

区分	内容
広報事項	広報事項は、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。 (1) ガス、電気、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況 (2) 災害応急対策状況及び復旧見込み
広報実施方法	広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び町との連携を密にするものとする。

第3節 経費負担区分

「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第6節 災害広報計画 3 経費負担区分」に準ずる。

第4節 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

町民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源とその主な情報の内容は、次のとおりである。

区分	内容
1 緊急警報放送受信機付きラジオ・テレビ	知事・町長の放送要請事項
2 ラジオ・テレビ	地域の情報・指示・指導等、交通機関運行状況
3 同時通報用無線、コミュニティFM、広報車、インターネット等	主として町内の情報、指示、指導等
4 携帯電話、スマートフォン（エリアメール・緊急配信メール）	緊急地震速報、町内の情報、支持、指導等
5 自主防災組織を通じての連絡	主として災害対策本部からの情報、指示、指導、救助措置等
6 サイレン	火災の発生の通報等

第4章 緊急輸送活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第20節「輸送計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第5章 広域応援活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第4節「応援・受援計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

また、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第6章 災害の拡大及び二次災害防止活動

第1節 消防活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第26節「消防計画」に準ずる。)

第2節 水防活動

清水町水防計画（別冊）の定めるところによる」第1節 消防活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第26節「消防計画」に準ずる。)

第3節 人命の救出活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第8節「避難救出計画」に準ずる。)

第4節 被災建築物等に対する安全対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

第5節 災害危険区域の指定

(共通対策編第3章災害応急対策計画第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

第7章 避難活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第8節「避難救出計画」に準ずる。)

第8章 社会秩序を維持する活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第19節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

第9章 交通の確保対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第21節「交通応急対策計画」に準ずる。)

第10章 地域への救援活動

第1節 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第10節「食料供給計画」及び第11節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

第2節 給水活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「給水計画」に準ずる。)

第3節 燃料の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第11節「衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

第4節 医療救護活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第14節「医療・助産計画」に準ずる。)

第5節 し尿処理

(共通対策編第3章災害応急対策計画第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

第6節 廃棄物(生活系)処理

(共通対策編第3章災害応急対策計画第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

第7節 災害廃棄物処理

(共通対策編第3章災害応急対策計画第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

第8節 防疫活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「防疫計画」に準ずる。)

第9節 遺体の捜索及び措置

(共通対策編第3章災害応急対策計画第17節「遺体の捜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)

第10節 応急住宅の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

第11節 ボランティア活動への支援

(共通対策編第3章災害応急対策計画第28節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)

第11章 学校における災害応急対策及び応急教育

(共通対策編第3章災害応急対策計画第22節「応急教育計画」に準ずる。)

第12章 被災者の生活再建等への支援

(共通対策編第3章災害応急対策計画第24節「社会福祉計画」に準ずる。)

第13章 町有施設及び設備等の災害応急復旧対策

計画の主旨

災害応急復旧対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設設備等の速やかな機能回復を図るため措置を示す。

第1節 無線施設等

区分	内容
行政無線施設	基地局施設等の作動状態を確認し、障害がある場合は、速やかな措置を講じ、携帯局との通信を確保する基地局の障害が復旧するまでの間は、携帯局を活用し、通信の確保を図る。また県防災行政無線（ファクシミリを含む。）についても作動状態を確認し、障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずるよう、県東部方面本部に要請する。
同時通報用無線	基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は受信局に障害が生じた場合は、速やかな復旧措置を講ずる。

第2節 共施設等

区分	内容	
道 路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、町長及び関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河川及び用水路等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、町長及び関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、町長及び関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急工事の実施	2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎管理者は、本部（本庁）及びその他災害応急対策上重要な施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	

第3節 コンピュータ

- 1 コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- 2 コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

計画作成の主旨

町民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区分	内容
水道 (沼津市水道部)	<p>ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。</p> <p>ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。</p> <p>エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。</p>
電力 (東京電力パワーグリッド株式会社 (静岡総支社))	<p>ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって、危険防止のため送電を停止する。</p> <p>イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。</p> <p>ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>
ガス (静岡ガス株式会社、一般社団法人 静岡県LPガス協会東部支部)	<p>ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準を超えた場合は、ガスの供給を停止する。</p> <p>イ 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。</p> <p>ウ 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。</p> <p>エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する</p> <p>オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。</p> <p>カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。</p>
通信	<p>NTT西日本株式会社 (静岡支社)</p> <p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。</p> <p>(ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービスを提供する。</p> <p>(ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>ウ 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出勤を求める等、必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>
	<p>株式会社NTT ドコモ東海支社 (静岡支店)</p> <p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>(ア) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板を提供する。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出場を求める等必要な措置を講じる応急復旧工事を行う。</p>

区分	内容
放送 （日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）	ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
市中金融	ア 被災金融機関は営業の早期再開のため必要な措置を講ずる。 イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行ない、次の措置を講ずる。 (ア) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 (イ) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出しの実行等についての特別取扱い。 (ウ) 被災関係手形の支払い呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
道路	ア 道路管理者は、他の道路管理者その他関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 イ 道路管理者は、他の道路管理者その他関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。 ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため、清水町建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 エ 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。

第15章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

計画作成の主旨

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるものの他、次のとおりとするが、平時対策との整合性の確保に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

共通事項	災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項	
	ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制	
	イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等	
	円滑な避難の確保に関する事項	
	ア 地震に関する情報収集、伝達	
イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法		
出火防止措置、消防用施設等の点検		
その他必要な災害応急対策に関する事項		

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

病院、診療所、百貨店及びスーパー等	ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 地震に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。	
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。	
学校・幼稚園・保育所、認定こども園、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な避難行動要支援者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
水道、電気及びガス事業	水道 (沼津市水道部)	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
道路	避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。	

第6編 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1章 防災関係機関の活動

計画作成の主旨

町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

第1節 町

区分	内容
震災復興本部	設置 町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、震災復興本部を設置する。 なお、復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。
	災害対策本部との併設 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 清水町震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保と相談窓口の設置 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。
防災会議の開催等	<ul style="list-style-type: none"> 復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策推進に係る連絡調整などを行う。 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

第2節 県警察（沼津警察署）

社会秩序を維持する活動	第5編第8章に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
交通の確保対策	第5編第9章「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

第3節 防災関係機関

（共通対策編第1章総論第3節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

第2章 激甚災害の指定

共通対策編 第4章復旧・復興編 第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

第3章 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、町民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

区分	内容
計画策定の体制	町長は、必要があると認めたときは、副町長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、町の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、町民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4章 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

第1節 予算の編成

基本方針	復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。
------	---------------------------------------

区分	内容
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

第2節 復興財源の確保

基本方針	(1) 災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。 (2) 復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。
------	--

区分	内容
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
その他の財源確保策	復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5章 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ県の震災復興基金の設立に協力する。

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。 ・町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6章 復旧事業の推進

基盤施設(道路・河川・農業用施設など公共施設等)の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

第1節 復旧計画の策定

基本方針	被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。 そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。
------	---

実施主体	区分	内容
町	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

基盤施設の復旧

基本方針	基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。
------	--

実施主体	区分	内容
町	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7章 都市の復興

被災した市街地の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある者にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

第1節 都市復興計画の策定

基本方針	被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。 このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市の復興計画を策定する。
------	--

内容	都市の復興方針を定めた都市復興計画を策定する。
----	-------------------------

第2節 都市の復興

基本方針	都市計画区域内の市街地が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。
------	--

区分	内容
被害状況の把握	町は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	<ul style="list-style-type: none"> 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定土の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8章 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、町民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

第1節 恒久住宅対策

基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。
------	--

区分	内容
住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。
県との協議	公的住宅に関する事項について県と協議を行う。
災害公営住宅等の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 ・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

第2節 災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
------	--

区分	内容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

第3節 被災者の経済的再建支援

「共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援 2 被災者の援護」に準ずる。

第4節 雇用対策

基本方針	静岡労働局、公共職業安定所と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。
------	---

区分	内容
相談業務の実施	雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

第5節 要配慮者の支援

基本方針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者や障害のある人等のいわゆるよう配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 (2) 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
------	---

区分	内容
被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 情報が不足している地域には補足調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第6節 生活再建支援策等の広報・PR

基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。
------	--

区分	内容
生活再建支援策の広報・PR	「広報しみず」等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。

第7節 相談窓口の設置

基本方針	被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。
------	--

区分	内容
相談窓口等の開設	<ul style="list-style-type: none"> 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
相談窓口等の業務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

第8節 保険の活用

区分	内容
地震保険の普及促進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第9章 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、町内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

第1節 産業復興計画の策定

基本方針	経済復興を迅速に行うため、町と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
------	--

内容	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
----	-------------------------

第2節 中小企業を対象とした支援

基本方針	被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
------	--

区分	内容
中小企業の被災状況の把握	県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
支援制度・施策の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

第3節 農林業者を対象とした支援

基本方針	被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。
------	---

区分	内容
農林業者の被災状況の把握	農林業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
支援制度・施策の周知	農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

第4節 地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針	地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。
------	--

区分	内容
イベント・商談会等の実施	県と連携し、必要に応じ、町独自のイベント・商談会等を実施する。
誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4-2章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町、町民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、町民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難など時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、町及び防災関係機関等は、できる限り町民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1章 防災関係機関等の活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

第1節 町

【東海地震注意情報発表時等】

区分	内容
防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、清水町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて清水町地震災害警戒本部を迅速に開設できるよう準備する。 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

区分	内容
応急対策の内容	<p>東海地震注意情報発表時に実施する応急対策の主なものは、次のとおりである。</p> <p>(1) 東海地震注意情報の町民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</p> <p>(3) 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備</p> <p>(4) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備</p> <p>(5) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置</p> <p>(6) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整</p> <p>(7) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請</p> <p>(8) 防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保</p> <p>(9) 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設</p> <p>(10) 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備</p> <p>(11) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携</p> <p>ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する</p> <p>イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を沼津警察署に要請する。</p> <p>ウ 町民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>(12) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>
消防、水防機関の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団は、団員の連絡体制の確保 ・必要に応じて町民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

1 警戒本部

警戒本部における組織及び所掌事務は、清水町地震災害警戒本部条例（昭和54年清水町条例第23号）及び清水町地震災害警戒本部規則（昭和56年清水町規則第4号）の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

区分	内容	
本部設置	町長は、警戒宣言が発令されたときは、清水町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。	
組織	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、町長があたる。 ・本部長は、警戒本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。 ・本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するため、必要に応じ、本部員を招集し、本部員会議を開催する。
	副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長は、副町長及び教育長があたる。 ・副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
	本部員会議等	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 ・部員会議は、地震応急対策について協議する。
	その他	・組織の構成は、資料編で定める。
運営	<p>清水町地震災害警戒本部条例に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>ア 総括事項</p> <p>(ア) 警戒本部の活動は、町民の冷静、的確な地震防災対策を確保することを最重点に実施すること。</p> <p>(イ) 警戒本部は、警戒宣言が解除されたときは廃止する。また地震が発生したときは、警戒本部から清水町災害対策本部に移行する。</p>	

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

区分	内容
所掌事務	<p>ア 警戒宣言、東海地震予知情報の町民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携</p> <p>(ア) 県の警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を沼津警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。</p> <p>(ウ) 町民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>ウ 避難指示又は警戒区域の設定</p> <p>エ 消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備</p> <p>オ 消防、水防等の応急措置</p> <p>カ 避難者等の救護</p> <p>キ 緊急輸送の実施</p> <p>ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入</p> <p>ケ 災害発生に備えた食料・医薬品、救助用資機材等の確保準備</p> <p>コ 自主防災組織活動の指導、連携</p> <p>サ その他地震防災上の措置</p>

2 消防機関の措置

区分	内容
消防団	<p>ア 情報の収集と伝達</p> <p>イ 消火活動、水防活動及び救助活動の出動体制の確立</p> <p>ウ 火気使用の自粛を町民へ伝達するためのパトロールの実施</p> <p>エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）</p> <p>オ 町民の避難誘導</p> <p>カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備</p> <p>キ 警戒区域からの避難確保のパトロール</p> <p>ク 救助用資機材の確保準備</p> <p>ケ その他状況に応じた防災、水防活動</p>

3 本部員の対応

区分	内容
職員動員 (配備) 計画	<p>(1) 本部長、副本部長及び部長並びに各班の班長及び各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに地震災害警戒本部に参集し、防災業務に就く。</p> <p>(2) 職員の配備が発令されたときは、各部長及び班長に連絡し、各部長及び班長はあらかじめ定められた職員非常召集連絡網により、全職員に周知する。</p> <p>(3) 配備の発令を受理した職員は直ちに出勤し、あらかじめ定められた配備体制につくものとする。</p> <p>(4) 所属する全ての職員は、勤務時間外においても配備が発令されたとき、又は警戒宣言が発令を知り得たときは、配備の発令を待つことなく、自己の判断によってあらゆる手段により、あらかじめ定められた配備先に急行することに努め、到着次第、所属班長等の指示を受け、警戒活動に従事しなければならない。</p> <p>ア 職員は、災害その他の事情によってあらかじめ定められた場所に到着できないときは、最寄の指定緊急避難所等に出動して、その旨を所属長に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>イ 次の職員は、配備の対象から除外する。</p> <p>ア) 平時における病弱者、身体不自由者等で警戒（災害応急）活動を実施することが困難であると町長が認めた者</p> <p>イ) 招集時において急病、負傷等で参集が不可能となった者</p> <p>ウ) その他町長が認める者</p> <p>(5) 各部長は職員の参集状況によっては、あらかじめ定められた組織によらず、適宜部内の班を再編成することができる。この場合は、速やかに本部長に報告するものとする。</p> <p>(6) 応援職員の要請</p> <p>ア 各班長は配備職員の不足する事態が生じたときは、総合調整班に対し文書をもって応援を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって増員の要請をすることができる。この場合は、事後速やかに正規の手続きをとるものとする。</p> <p>イ 総合調整班は、各班長から増員の要請を受けたときは、関係部長及び班長と調整の上、増員するものとする。</p> <p>ウ 本部長は、町職員全員をもってもなおかつ要員が不足するときは、他の市町村、県、国及び他の機関に対し、職員等の派遣を要請するものとする。</p> <p>(7) 活動の報告</p> <p>ア 班長は、警戒活動状況を把握し、適宜、部長に報告するものとする。</p> <p>イ 部長は、配備状況及び活動状況を適宜、本部長に報告するものとする。</p>

第2節 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区分	内容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等を定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有 イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ 県及び市町が実施する応急対策の連絡調整 カ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入準備 キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機関名	内容
警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	被災者への情報提供および行政相談等を実施するための準備
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

機関名	内容
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点 地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備
経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること エ ガスの安定供給に関すること
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 （沼津河川国道事務所）	ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）電気通信施設対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
国土交通省中部運輸局	ア 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 イ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両の配置の要請
国土地理院中部地方測量部	関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること

2 指定公共機関

機関名	内容
独立行政法人国立病院機構 （静岡医療センター）	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備
日本郵便株式会社東海支社 （三島支店）	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

機関名	内容
日本銀行	ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報
日本赤十字社静岡県支部 (清水町分区)	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 被災者に対する救援物資の配布準備 エ 赤十字飛行隊の派遣準備 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会静岡放送局 (沼津支局)	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる 防災放送
中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
NTT西日本株式会社(静岡支店)・株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店)	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 地震発災後に備えた資機材、人員の確保及び配置
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOSグローブ株式会社 シクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
東京電力パワーグリッド株式会社(静岡総支社)	ア 総支社、支社、各事業場等に地震災害警戒本部(非常災害対策本部)の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ総支社、支社並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を総支社、支社で掌握し、対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じて特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して、緊急出動に備えるとともに、手持ちの資機材の数量の確認及び緊急確保
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等の実施
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

機関名	内容
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

3 指定地方公共機関

機関名	内容
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
静岡ガス株式会社 (東部支社)	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置
一般社団法人 静岡県LPガス協会 (東部支部)	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
静岡県道路公社	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
地方鉄道会社 (伊豆箱根鉄道株式会社)	ア 警戒宣言の伝達、東海地震予知情報 イ 列車の運転規制 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
機関名	内容
民間放送機関 (静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社)	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策の実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

4 公共的団体

機関名	内容
沼津医師会(清水町地区会) 沼津薬剤師会 駿東歯科医師会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
清水町商工会	ア 食料、生活必需品、救急医薬、災害復旧資材など防災関係諸物資の安定供給の確保 イ ガス、石油類等危険物の保安 ウ 被災商工業者の業務の正常運営の推進
清水町建設事業協同組合	災害時における応急復旧対策についての協力準備

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

JA富士伊豆農業協同組合	ア 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 イ 主食、野菜等の食料品、種もみその他災害復旧用資材の供給確保 ウ 農林業関係被害状況の情報の収集及び報告 エ 農業用機械、資材、肥料等の確保及び技術者の把握並びに緊急動員
清水町交通指導員会	災害時緊急交通路確保の応援

第3節 自衛隊

【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

機関名	内容
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置準備 イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
航空自衛隊第一航空団 (浜松基地)ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

機関名	内容
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 県庁等への方面現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置（防災派遣命令後） イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ 地震防災派遣を開始 エ 東部方面総監部への連絡員の派出 オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか	ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ 地上部隊の災害派遣の準備 ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 エ 救難機の周辺基地への集中 オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部を持ってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第2章 情報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、町及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

第1節 町

区分	内容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知	(1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理については、くらし安全課において行うものとする。なお、警戒本部設置後においては、警戒本部において受理するものとする。 (2) 警戒宣言が発令された事を知ったときは、直ちに、地震防災信号（サイレン）を用いて、地域住民等に伝達する。 (3) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等は、同時通報用無線、エリアメール、緊急配信メール、広報車、電光表示盤、自主防災組織等を活用して、周知徹底を図るものとする。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

区分	内容
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> • 東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い課等を定めておくものとする。 • 消防団員、自主防災組織の構成員の中から、地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速かつ的確な情報の収集にあたるものとする。 • 情報の種類の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 オ 情報の変容、流言等の状況 カ 住民生活、社会・経済活動等の状況 キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） ク 消防団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
県警戒本部等に対する報告	<ul style="list-style-type: none"> • 東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。 • その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の状況 イ 町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

第2節 防災関係機関

区分	内容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	<p>県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報等の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。</p>
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	<p>(1) 収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。</p> <p>(2) 警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。</p>

第3章 広報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに町民等が的確な応急対応ができるよう必要な広報について定める。広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者に配慮するものとする。

第1節 町

区分	内容
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、町民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。 ・広報すべき事項は、県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。 ・主な広報事項は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味 イ 主な交通機関運行状況及び道路交情情報 ウ 家庭において実施すべき防災対策 エ 自主防災組織に対する防災活動の要請
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ア 同時通報用無線、エリアメール、緊急配信メール、コミュニティFM、広報車等 イ 自主防災組織を通じた連絡 ウ 県に対する広報の要請

第2節 防災関係機関

区分	内容
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、町民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は県が作成した「情報広報実施要領」による。 ・その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	<p>広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び町と連携を密にするものとする。</p>

第3節 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情報源	内容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、広報車、インターネット等	主として町内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン(エリアメール・緊急配信メール)	緊急地震速報、町内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じた連絡	主として町からの指示、指導、救助措置等
サイレン	警戒宣言が発令されたことの伝達

第4章 自主防災活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、町民の生命と財産を町民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 2 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ 4 町民等の東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ 5 東海地震注意情報発表時に、山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施に当たっては、町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。
-------	---

【警戒宣言発令時】

区分	内容	
自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。	
情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 ・東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。 ・応急対策の実施状況について、必要に応じて町へ報告する。 	
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。	
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。	
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。	
	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。
病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。	

区分	内容	
避難活動	避難行動	<ul style="list-style-type: none"> 山・がけ崩れ等危険予想地域の町民等に対して町長等の避難指示を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後、町に報告する。 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。
	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活に必要な天幕・テント、ビニールシート等の準備をする。 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 食料、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡をとり、その確保に努める。
社会秩序の維持	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ、テレビ、同時通報用無線放送等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、町民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。 	

第5章 緊急輸送活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、資機材等の確保について定める。また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

第1節 町

区分	内容
緊急輸送対策の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 警戒宣言発令後、相当期間が経過し、町内における食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県の地震災害警戒本部と協議し緊急輸送を行う。 自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
緊急輸送の対象となる人員、物資等	<p>ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材</p> <p>イ 緊急の措置を要する患者</p> <p>ウ その他</p> <p>輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 食料 日用品 その他緊急に輸送を必要とするもの

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

区分	内容								
輸送体制の確立	(1) 緊急輸送の方法								
	<table border="1"> <tr> <td>陸上輸送</td> <td>緊急輸送路により必要な輸送を行う。</td> </tr> <tr> <td>航空輸送</td> <td>県及び自衛隊等のヘリコプターによるほか、県に対し航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td> </tr> </table>	陸上輸送	緊急輸送路により必要な輸送を行う。	航空輸送	県及び自衛隊等のヘリコプターによるほか、県に対し航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。				
陸上輸送	緊急輸送路により必要な輸送を行う。								
航空輸送	県及び自衛隊等のヘリコプターによるほか、県に対し航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。								
緊急輸送の調整	(2) 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 ア 町有車両の活用 イ 民有車両の借上げ ウ 輸送手段確保のための県への協力要請 町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要求するものとする。 エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請口								
	町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、警戒本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>町民の生命の安全を確保するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>地震発生後の活動の準備のための輸送</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	内容	第1順位	町民の生命の安全を確保するため必要な輸送	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送
優先順位	内容								
第1順位	町民の生命の安全を確保するため必要な輸送								
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送								
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送								

第2節 防災関係機関

防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。
--------	--

第6章 自衛隊の支援

計画作成の主旨

警戒宣言が発令された場合、町長は地震防災応急対策を迅速かつ確に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求する。

区分	内容
派遣の要請要求事項	町長は、自衛隊の派遣要請の要求を行う場合は、次の事項を明らかにしたうえで、原則として知事に対し文書をもって行うものとする。 (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を必要とする期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) その他参考となる事項
地震防災派遣部隊の受入れ	町長は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受け入れ体制をとるとともに、県との連絡調整を行う。

第7章 避難活動

計画作成の主旨

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、町や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分な調整の上、要配慮者の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

第1節 避難対策

区分	内容	
避難対策の基本方針	<p>(1) 町が、町地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の町民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあって、かつ当該地区の町民等のうち要配慮者に限り、避難を実施することができるものとする。</p> <p>なお、この場合、町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、要配慮者の避難を実施する地域を町地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>(2) 避難対象地区の町民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p> <p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の町民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p>	
避難のための指示	指示の基準	町長は、警戒宣言が発令されたときは、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。
	指示の伝達方法	町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の町民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難の指示を行うものとする。また消防署及び警察署に対し、避難の指示の伝達について協力を要請するものとする。
	避難に関しての周知事項	町（消防団を含む。）、消防署及び警察署は、常日頃から避難対象地区町民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては要配慮者の避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令された時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地域名、避難する時期等の伝達に努める。
		<p>ア 避難対象地区の地区名</p> <p>イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施</p> <p>ウ 避難路及び避難先</p> <p>エ 避難する時期</p> <p>オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）</p>

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

区分	内容	
警戒区域の設定	警戒区域 設定対象 地域	町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。）第26条において準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。
	警戒区域 設定に伴 う規制の 内容及び 実施方法	町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。町長は、消防署及び警察署の協力を得て、町民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難計画の作成	<p>避難実施等措置者は、あらかじめ町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。</p> <p>避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。</p>	
避難状況の報告	<p>(1) 町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。）</p> <p>（ア） 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</p> <p>（イ） 上記事態に対し、応急的にとられた措置</p> <p>（ウ） 町等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告（避難完了後速やかに行う。）</p> <p>（ア） 避難地名</p> <p>（イ） 避難者数</p> <p>（ウ） 必要な救助、保護の内容</p> <p>（イ） 町等に対する要請事項</p> <p>(2) 町は、避難状況について県へ報告する。</p>	

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

第2節 避難地の設置及び避難生活

区分	内容	
基本方針	<p>町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p>	
避難地の設置及び避難生活	避難生活者	<p>避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。</p>
	設置場所	<p>ア 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 イ 原則として公園、学校グラウンド等の屋外に設置する。 ただし、要配慮者の保護を行う上でやむをえないと判断した場合には、耐震性があり落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。</p>
	設置期間	<p>警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 なお、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。</p>
	福祉避難所等	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 ・福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。
	避難地の運営	<p>ア 町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 エ 自主防災組織は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。</p>

第8章 社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発令された場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生じる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民心の安定を図り、町民的確な防災対策を促進する。

区分	内容
予想される混乱	<p>ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関連する流言</p> <p>イ 帰宅者による道路の混乱</p> <p>ウ 電話のふくそう</p> <p>エ 避難による混乱</p> <p>オ 自動車による道路交通の混乱</p> <p>カ 買出し、旅行者等の混乱</p>
町の実施事項	<p>町長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察等の情報などにより各種の混乱の生ずるおそれがあると認めたととき、又は混乱が生じた時は、町民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。</p>
県の実施事項	<p>ア 県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。</p> <p>(ア) 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締を行う。なお、必要により、臨時交番を設置して防犯活動を行う。</p> <p>(イ) 犯罪情報の収集</p> <p>(ロ) 生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により、警備部隊を配備し関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。</p> <p>(ハ) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。</p> <p>(ニ) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。</p> <p>(ホ) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。</p> <p>(ヘ) 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。</p> <p>イ 物資、物価対策</p> <p>(ア) 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。</p> <p>(イ) 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。</p>
関東経済産業局が実施する物資物価対策	<p>所管に係る生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は、売り惜しみに関して、これをしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していくものとする。</p>

第9章 交通の確保活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

第1節 陸上交通の確保対策

1 運転者のとるべき措置

区分	内容
東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により、東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 走行中の車両は、次により行動する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させエンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしない。 ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 避難のために車両を使用しない。

2 交通規制の方針

区分	内容
東海地震注意情報発表時	<p>東海地震注意情報発表時には社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するよう呼びかける。 イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるため、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
警戒宣言発令時	<p>警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。 ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。 エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

3 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合において、必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

区分	内容														
県内への一般車両の流入制限	<ul style="list-style-type: none"> 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第 24 条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。 この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 														
県内における車両の走行抑制	県内における一般車両の走行は極力抑制する。														
交通規制	<p>警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。</p> <p>緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。</p> <p>新東名高速道路、東名高速道路、中部横断自動車道、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道 138 号バイパス、西富士道路ほか</p>														
緊急交通路等を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。 														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th> <th>検問所設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新東名高速道路</td> <td>長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC</td> </tr> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC</td> </tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td> <td>須走 IC</td> </tr> <tr> <td>東駿河湾環状道路</td> <td>三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC</td> </tr> <tr> <td>国道 138 号バイパス</td> <td>仁杉 IC、ぐみ沢 IC</td> </tr> <tr> <td>西富士道路</td> <td>広見 IC、小泉若宮交差点</td> </tr> </tbody> </table>	路線	検問所設置場所	新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC	東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC	東富士五湖道路	須走 IC	東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC	国道 138 号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC	西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点
	路線	検問所設置場所													
	新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC													
	東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC													
	東富士五湖道路	須走 IC													
	東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC													
国道 138 号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC														
西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点														

4 緊急輸送車両の確認等

ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。

イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両について申出することができる。

ウ これらの申出等及び確認の手続きについては、別に定める。

第 10 章 地域への救援活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時における食料、日用品、飲料水、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、県、町及び防災関係機関は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	<p>ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等と連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。</p> <p>イ 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。</p> <p>ウ 町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、町民に対して貯水の励行を呼びかける。</p> <p>エ 町は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。</p> <p>オ 町は、広域搬送拠点の立上げ準備等、広域搬送活動を円滑に実施するために準備的措置を実施する。</p> <p>カ 町民は、備蓄食糧、飲料水、生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。</p>
-------	--

【警戒宣言発令時】

第1節 食料及び日用品の確保

1 調達方針

<p>ア 警戒宣言発令時に必要な食料及び日用品（以下「緊急物資」という。）は地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。</p> <p>イ 町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。</p> <p>ウ 町民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。</p>

2 警戒宣言発令時の実施事項

実施主体	内容
町	<p>ア 山・がけ崩れ等の危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や、町外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分すること。</p> <p>イ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。</p> <p>ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。</p> <p>エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>
防災関係機関	<p><u>農林水産省農産局農産政策部貿易業務課</u> 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。</p> <p><u>農林水産省関東農政局静岡県拠点</u> 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p> <p><u>経済産業省関東経済産業局</u> 県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。</p> <p><u>日本赤十字社静岡県支部</u> 地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県を通して県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。</p>
自主防災組織及び町民	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。 町民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

3 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、町民がそれぞれ確保することを原則としているが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

第2節 飲料水等の確保

町及び町民は、地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内容
町	ア 町民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水 を呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む 応急給水活動の準備を行う。 ウ 沼津市水道部に対し、水道施設の安全点検を依頼し、二次災害防 止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。
町民	ア 備蓄している飲料水の点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水 する。 イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

第3節 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理の準備

町及び町民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

1 医療救護活動

町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

区分	内容
町	ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始 する。 ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。 オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関 係機関と調整を図る。
救護班、救護所の 設置基準	ア 救護班は、原則として医師、看護師、業務調整員をもって編成する。 救護班は、救護所、病院、仮設受け入れ施設に派遣する。 イ 原則として、あらかじめ定めた救護所で医療救護活動を行う。

2 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内容
町	ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及 び仮設便所の設置の準備を行う。

3 廃棄物処理

区分	内容
し尿処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の 把握を行う。 ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。
廃棄物(生活系)・ がれき・残骸物処 理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積所の確認を行う。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第11章 町有施設、設備の防災措置

計画作成の主旨

防災上重要な施設、設備等について警戒宣言発令時において町が行う点検整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、町民等の日常の社会生活等に支障を来たさない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

1 無線通信施設等

警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次に措置を実施する。

ア	通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状況を確認し、必要な措置を講ずる。
イ	充電式携帯無線機については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
ウ	保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、公共施設等（道路、工事中の施設等、庁舎）については、職員等の安全を配慮し、概ね次の措置をとるよう努める。

【東海地震注意情報発表時】

区分	内容
道路	<ul style="list-style-type: none"> 道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。 道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
砂防、地すべり、急傾斜地等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・町・町民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

【警戒宣言発令時】

区分	内容
道路	<ul style="list-style-type: none"> ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を同時通報用無線放送、広報車等により、道路利用者に対し行う。 イ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。また、土木・建設業者に対し、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。 エ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整えるものとする。 オ 幹線避難路における障害物除去に努める。
砂防、地すべり、急傾斜地等	土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・町・町民間の連絡体制を整える。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

区分	内容
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下転倒防止、補強その他の保安措置を講ずる。
庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等の非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を講ずる。

また、東海地震注意情報発表時から準備的措置を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、町民の生活に密接に関係のある防災関係機関が町民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、町民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、町民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、町民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区分	内容
水道	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
下水道	下水の処理は継続する。
電力（東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社））	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家の取るべき措置を広報する。
ガス（静岡ガス株式会社）	ガスの供給をするとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家の取るべき措置を広報する。
通信（NTT西日本株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店））	平常どおり一般通信を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通信を制限する。また、状況により安否確認等必要な措置を実施する。
放送（日本放送協会・民間放送会社）	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、町民等の取るべき行動等について放送を実施する。 警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

区分	内容	
市中金融	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備措置を実施する。 	
鉄道	列車の運転規制等	<ul style="list-style-type: none"> 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
	旅客等に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。
バス	<ul style="list-style-type: none"> 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。 	
道路	<ul style="list-style-type: none"> 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。 	
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。 なお、外来患者の受入れを制限するにあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱をきたさない措置を十分に講ずる。 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。 	

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

区分	内容
百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> 百貨店・スーパー・小売店のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止金具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

区分	内容
水道（沼津市水道部）	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の供給は継続する。 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに、応急給水の準備をする。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 下水の処理は継続する。 地震に備え、資機材の点検及び施設の応急復旧の準備を行う。
電力（東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社））	<ul style="list-style-type: none"> 電力の供給は継続する。 地震の発生に備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。
ガス（静岡ガス株式会社）	<ul style="list-style-type: none"> ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等予防措置を行う。
通信（NTT西日本株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店））	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。 このため必要に応じ、一般通信を制限するが、この場合においても、NTT西日本株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 地震発生後の通信施設の応急復旧に備えて、資機材・要員を準備する。
放送（日本放送協会・民間放送会社）	<ul style="list-style-type: none"> 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。 地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

区分	内容
市中金融	<p style="text-align: center;">金融機関の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 正面玄関等の主要なシャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。</p> <p>(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店頭顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。</p> <p>(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</p> <p>イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。</p> <p>(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(ウ) ATMの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じる恐れがある場合には、その営業を停止することができる。</p> <p>ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</p> <p>エ 手形交換所は、警戒宣言が発令された場合は、手形交換所の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講じる。</p> <p>オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することができる状況が整い次第すみやかに平常の営業を再開するものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">証券会社及び 保険会社の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。</p> <p>イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</p> <p>ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。</p> <p>エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。</p>

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

区分	内容	
鉄道	列車の運転規制等	(ア) 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。 (イ) 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。 (ウ) 想定震度が6弱未満の地域内において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。
	在来線	(ア) 強化地域の進入を禁止する。 (イ) 強化地域内を運転中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 (ウ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。
	旅客等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
バス	<ul style="list-style-type: none"> 営業所、出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、町のサイレンによって警戒宣言の発令を覚知する。 警戒宣言が発令されたときは、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。 	
道路	<ul style="list-style-type: none"> 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため交通規制を行う。 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 走行車両は低速走行する。 	
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒や落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡し等を実施する。 	
百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> 百貨店・スーパー・小売店のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止金具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、町民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 顧客に対して警戒宣言発令の当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 営業を継続する場合に当たっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 	

第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

計画作成の主旨

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する。

第1節 各施設・事業所の共通事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	<p>(1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項</p> <p>(2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項 <p>(3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海地震注意情報の内容と意味等 ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ・冷静な対応の実施 ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報 <p>(4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置</p> <p>避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。</p>
------------	---

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	(1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	(2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制 ・防災要員の参集連絡方法・参集手段等
	(3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保 ・救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項 ・施設内の出火防止措置、施設内外の消防用設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項 ・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項 ・警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項 ・商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項 ・その他各施設や地域の実状に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
	(4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 ・当該施設における地震防災応急対策の内容 ・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 ・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
	(5) 避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

第2節 各施設・事業所の個別事項

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。
	警戒宣言発令時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
百貨店・スーパー等	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 ・警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講じる。 ・県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等準備的措置を講ずる。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料、飲料水・生活必需品等の供給により住民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続に当たっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなど混乱防止のための措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 ・県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品の確保に努める。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物資等の製造、貯蔵、処理及び取扱いを行なう施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	<p>火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充てん作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。</p>
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）	東海地震注意情報発表時	<p>第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バスに準ずる。</p>
	警戒宣言発令時	<p>第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バスに準ずる。</p>

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
学校、幼稚園、保育所、認定こども園	<p>○県教育委員会は、公立の学校等に対し「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。</p> <p>○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。</p> <p>○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。</p>	
	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ 家族等への引渡しに困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ・家族等への引渡しに困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項		
社会福祉施設	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> • 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 • 建物の耐震性等の安全性が確保されない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 イ 家族等への引渡ししが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置 	
	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> • 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しを実施する。 • 建物の耐震性等の安全性が確保されない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる <ul style="list-style-type: none"> ア 家族等への引渡し イ 家族等への引渡ししが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送 	
放送事業	東海地震注意情報発表時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の放送に準ずる。	
	警戒宣言発令時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の放送に順ずる。	
その他の施設又は事業	道路	東海地震注意情報発表時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準ずる。
		警戒宣言発令時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】道路に準ずる。
	ガス事業	東海地震注意情報発表時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】ガスに準ずる。
		警戒宣言発令時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準ずる。
	水道事業	東海地震注意情報発表時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】水道に準ずる。
		警戒宣言発令時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道に準ずる。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項		
	電気事業	東海地震注意情報発表時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】電力に準ずる。
		警戒宣言発令時	第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。
	従業員 1,000人 以上の工場	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。
		警戒宣言発令時	防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14章 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急計画

計画作成の主旨

町が管理し、又は運営する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

町が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものとする。計画すべき対策の要点は、次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区分	内容	
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ 施設又は設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資、資機材等の確認・点検	
施設の特性に依じた主要な個別事項	学校	ア 児童、生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等
	幼稚園・保育所 ・認定こども園	園児・保育児の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法）
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法

【警戒宣言発令時】

区分	内容
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置 エ 消防、水防等の事前措置 オ 応急救護 カ 施設及び設備の整備及び点検 キ 防災訓練及び教育、広報

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

施設の特性に応じた主要な個別事項	学校	ア 児童、生徒の安全確保のために必要な具体的措置 (家族等への引渡し方法) イ 地域住民の避難地又は避難所として指定されている施設における避難者の受入れ方法等
	幼稚園・保育所 ・認定こども園	園児、保育児の安全確保のために必要な具体的措置 (家族等への引渡し方法)
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法